

静岡県告示第96号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年2月24日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合田子支所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡西伊豆町田子1525	吉田 宥
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1142-5	山本 廣康
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1103-6	山本 精一
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1584-8	山本 理喜男
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1625-1	浅倉 貞夫

2 加入区

田子加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合